

# 建築基準法に基づく事務手数料

R7.4.1

種別・規模等		確認申請審査手数料(円)			中間検査手数料(円)	完了検査手数料(円)	
		構造計算書の添付を要しないもの	構造計算書の添付を要するもの	計画変更		中間検査対象	中間検査対象外
建築物の床面積の合計(m <sup>2</sup> )	A ≤ 30	17,000	18,000	計画変更にかかる部分の床面積の1/2に該当する金額 (床面積が増加する部分にあっては、当該増築する部分の床面積とする。)	16,000	16,000	19,000
	30 < A ≤ 100	26,000	27,000		24,000	25,000	29,000
	100 < A ≤ 200	37,000	41,000		33,000	30,000	36,000
	200 < A ≤ 300	40,000	46,000		35,000	35,000	39,000
	300 < A ≤ 500	55,000			41,000	43,000	47,000
	500 < A ≤ 1,000	96,000			60,000	62,000	66,000
	1,000 < A ≤ 2,000	150,000			77,000	79,000	85,000
	2,000 < A ≤ 5,000	240,000			130,000	140,000	150,000
	5,000 < A ≤ 10,000	300,000			170,000	180,000	190,000
	10,000 < A ≤ 50,000	470,000			270,000	280,000	290,000
50,000 < A	790,000		490,000	550,000	560,000		
建築設備(件)	エレベーター等	27,000		17,000	28,000	30,000	32,000
	小荷物専用昇降機	12,000		6,900	17,000	18,000	
工 作 物(件)		25,000		16,000	20,000	27,000	

種別・規模等		確認申請審査手数料に加算する額(※4)		完了検査手数料に加算する額(※6)				
		住宅部分 (気候風土適応住宅で一次エネルギー消費性能基準を仕様基準で評価する場合を含む)	計画変更	住宅部分	非住宅部分	複合建築物		
建築物の床面積の合計(m <sup>2</sup> )	戸建住宅		計画変更にかかる部分の床面積の1/2に該当する金額 (床面積が増加する部分にあっては、当該増築する部分の床面積とする。)	戸建住宅				
	A < 200	16,000		4,700	/			
	200 ≤ A	17,000		共同住宅又は長屋住宅 住宅部分と非住宅部分の合計金額				
	共同住宅又は長屋住宅							
	A < 300	27,000					9,400	9,400
	300 ≤ A < 1,000	40,000					20,000	16,000
	1,000 ≤ A < 2,000	62,000					45,000	27,000
	2,000 ≤ A < 5,000	79,000					81,000	81,000
	5,000 ≤ A < 10,000	161,000					127,000	127,000
	10,000 ≤ A < 25,000	293,000					129,000	161,000
25,000 ≤ A < 50,000	558,000	196,000	201,000					
50,000 ≤ A	558,000	297,000	282,000					

- ※1 移転、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更の場合は、その部分にかかる床面積の合計の1/2に該当する区分の手数料とする。
- ※2 構造計算書は、建築基準法施行規則第1条の3表3に定める構造計算書とする。
- ※3 中間検査手数料は、中間検査を行う部分の床面積の合計とする。
- ※4 確認申請審査手数料において、申請部分が建築物省エネ法第11条第1項ただし書及び同法第12条第2項ただし書で定める比較的容易な特定建築行為である場合は、確認申請審査手数料に追加手数料を足し合わせる。
- ※5 特定建築行為部分の加算額は、特定建築行為に係る部分の床面積とする。
- ※6 完了検査手数料において、建築物省エネ法適合性判定対象部分(建築物省エネ法第11条第1項及び同法第12条第2項対象部分)がある場合は、省エネ適判、仕様基準又は認定通知書等の添付いずれの場合においても、完了検査手数料に追加手数料を足し合わせる。